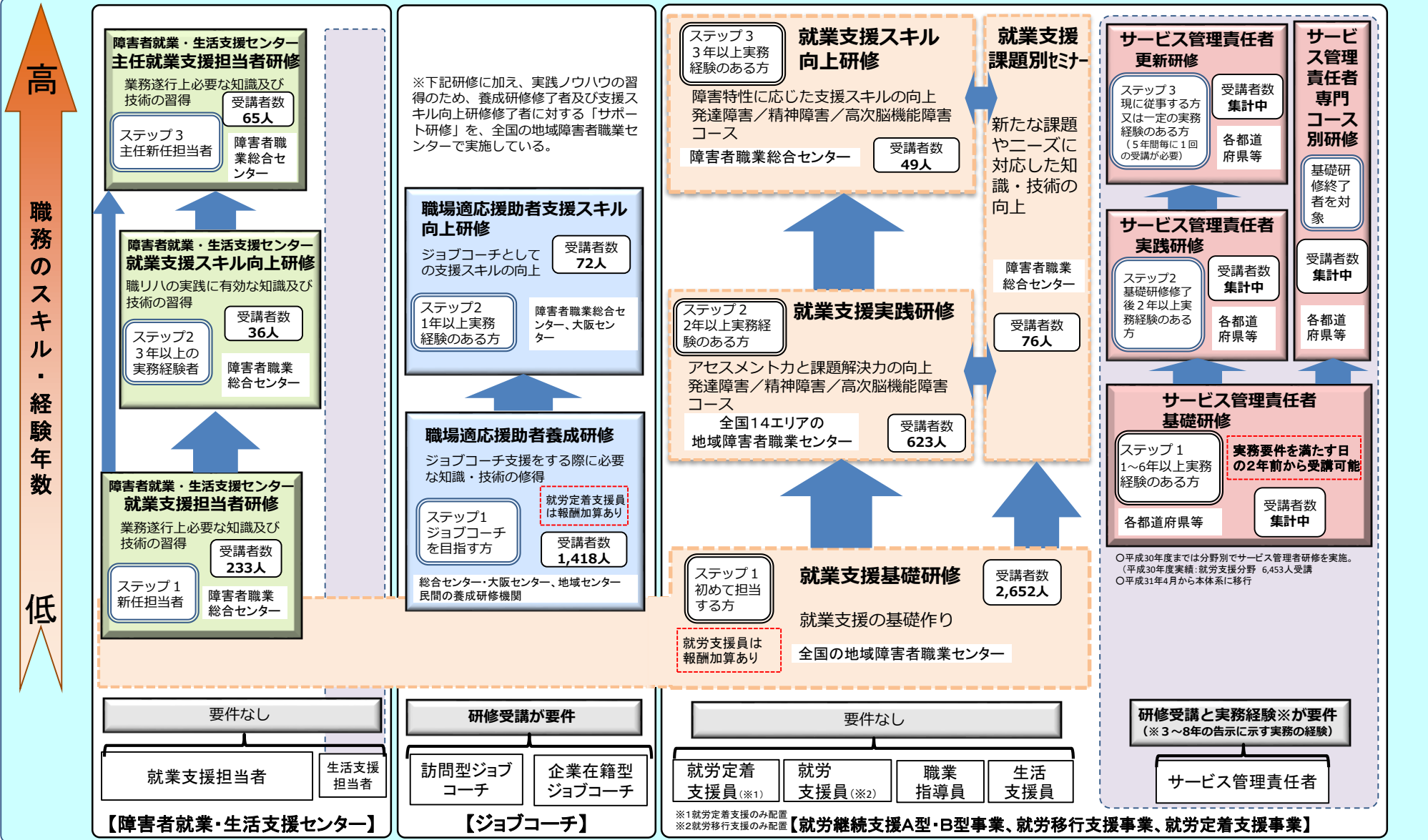


※「受講者数」は、令和元年度の実績

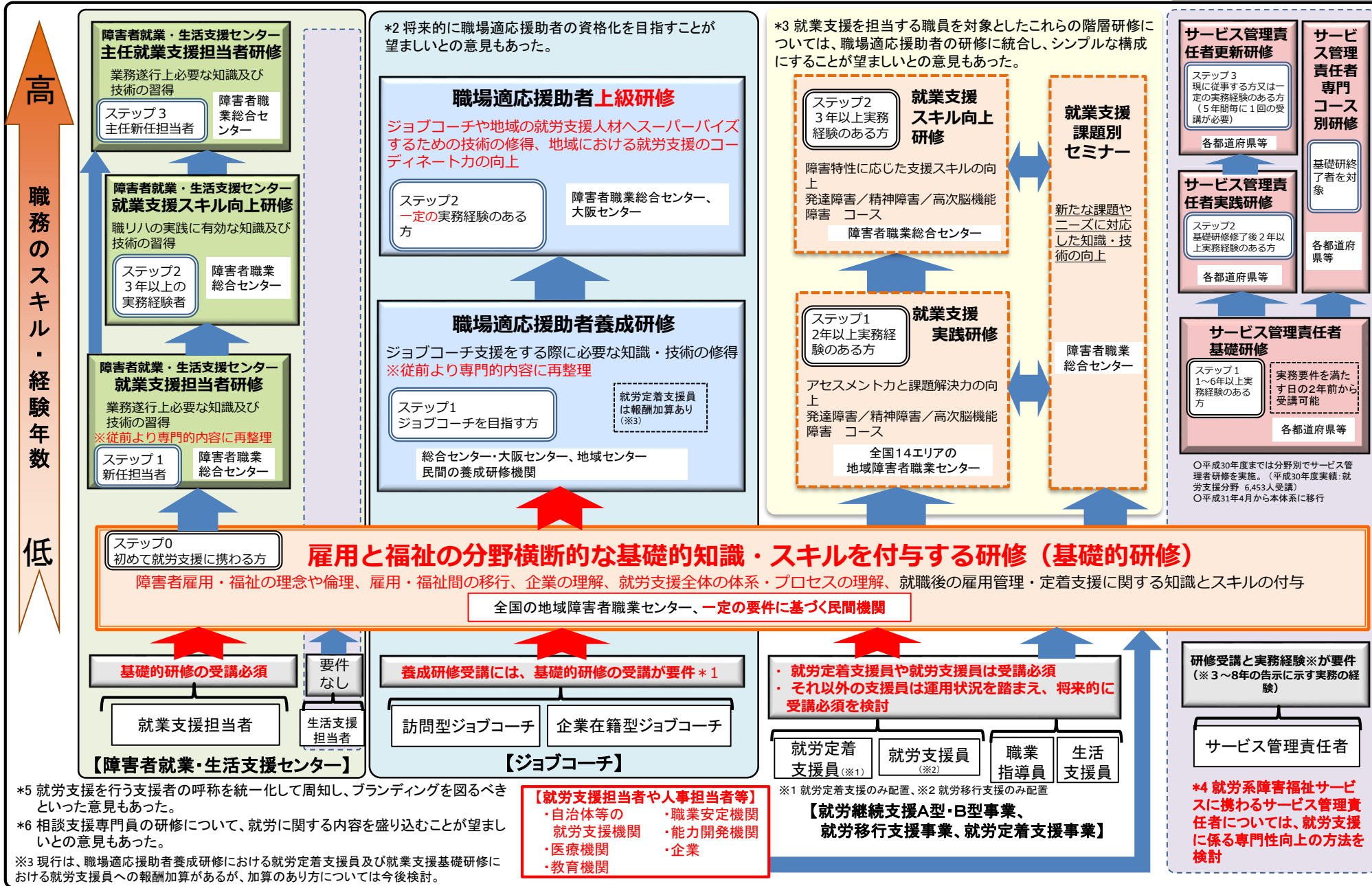
# 現行の専門人材の研修体系イメージ図

※第1回障害者就労を支える人材の育成・確保に関するワーキンググループ 資料3



※公共職業安定所職員は、労働大学校における研修により必要な知識・スキルを習得している。  
 ※障害者職業カウンセラー及び配置型ジョブコーチをはじめとする地域障害者職業センターの支援スタッフは、高齢・障害・求職者雇用支援機構の内部研修により、必要な知識・スキルを習得している。  
 ※自治体等の就労支援機関、医療機関、教育機関における就労支援を担当する職員についても、就業支援基礎研修及びその体系に沿った研修、必要に応じて職場適応援助者養成研修及びその体系に沿った研修を受講している。

# 今後の専門人材の研修体系イメージ図



\*1 企業の障害者雇用の担当者が企業在籍型ジョブコーチ養成研修を受講する際の要件としては、基礎的研修または障害者職業生活相談員資格認定講習のいずれかを受講していること。